第五十五条の四の次に次の節名を付する。

第四節　港湾工事の費用の負担の特例

第五十五条の六の次に次の節名を付する。

第五節　港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第五十五条の九の次に次の節名を付する。

第六節　港湾区域の定めのない港湾

第五十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（港湾区域の定めのない港湾に係る水域の占用等の許可）」を付する。

第五十六条の二に見出しとして「（港湾区域の定めのない港湾に係る水域内の禁止行為）」を付し、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第十一章　港湾の施設に関する技術上の基準

第一節　技術基準対象施設の適合義務

第五十六条の二の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第二節　登録確認機関

第五十六条の二の二十の次に次の節名を付する。

第三節　特定技術基準対象施設等に関する措置

第五十六条の三の次に次の章名及び二条を加える。

第十二章　雑則

（地方公共団体の事務の委任）

第五十六条の三の二　港務局を組織する地方公共団体は、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務（法律又は政令により当該地方公共団体が処理することとされる事務を除く。）を港務局の委員会の委員長に委任することができる。ただし、義務を課し、又は権利を制限する事務を委任するには、条例によらなければならない。

（港湾管理者の設立に係る勧告）

第五十六条の三の三　国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

第五十六条の四第二項中「、第四十一条第一項」を「若しくは第四十一条第一項（これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。）」に改める。

第五十九条第三項中「第四十五条の二」を「第五十六条の三の二」に改める。

第六十条第五号中「第五十一条」を「第五十六条の三の三」に、「設くべき」を「設けるべき」に改める。

第六十条の五の次に次の章名を付する。

第十三章　罰則

第六十一条の前の見出しを削る。

第二条　港湾法の一部を次のように改正する。

第四十八条の四第二項中「除く。）又は」を「除く。）」に改め、「照合を受ける者」の下に「、同項第四号の電子情報処理組織を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者（国及び港湾管理者を除く。）」を加え、同条第六項中「それぞれ」を削り、同項に次の二号を加える。

四　第一項第四号に掲げるもの　国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾取扱貨物情報を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

五　第一項第五号に掲げるもの　国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾施設等情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第四条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第七号中「第四十九条の二第一項」を「第四十八条の二第一項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二十一項中「令和二年四月一日」を「港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日」に、「償却資産で」を「償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち移動式荷役機械及び同項第十二号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。）で」に改め、同条第二十八項中「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定」を「港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）」に、「償却資産で」を「償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。）で」に改め、同条に次の一項を加える。

45　港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものにおいて、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に港湾法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得した同法第二条第五項第八号の二に掲げる船舶役務用施設のうち船舶のための動力源の供給の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。